

国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示

現 状

- ・地方分権改革推進委員会の第2次勧告において国の出先機関の統廃合が打ち出された。
- ・これは道が平成16年に提案した「二段階統合論」と基本的方向は一致しているが、国の出先機関の統廃合と同時並行でこれらの機関から道への権限移譲を進めることが必要。

課 題

- ・道から市町村への権限移譲においては、道は市町村に対し権限移譲に伴う財源についてもあらかじめリストとして示し、移譲を求めるかどうか判断してもらっているところ。
- ・これに対し、国の出先機関の予算や人員体制等については、情報開示が行われておらず、また、道州制特区推進法に基づく権限移譲の提案については、道は財源等について検討できないまま移譲を求めている状況。

〔 なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律では、国に公開を求めることができるのは「行政文書」に限られ、新たな資料の作成を求めることはできない。 〕

目指すすがた

国の出先機関に関する予算・人員等の情報開示

道から市町村への権限移譲 (特例条例)	国から道への権限移譲 (道州制特区)	
権限に伴う財源の額や 人員体制に係る情報を 予め市町村に公開 ↓ 市町村はそれを検証し、 必要な権限を要望	権限に伴う財源の額や人 員体制に係る情報の開 示がないまま道が提案	国から道への権限 移譲の際も、国は あらかじめ財源な ど必要な情報を開 示し、道において 検証ができるよう にする。

道州制特区推進法に基づく国からの権限移譲について、事前に財源や人員などがわかった上で、移譲を求めることができるよう、特定広域団体に対する情報開示の特例を認める。

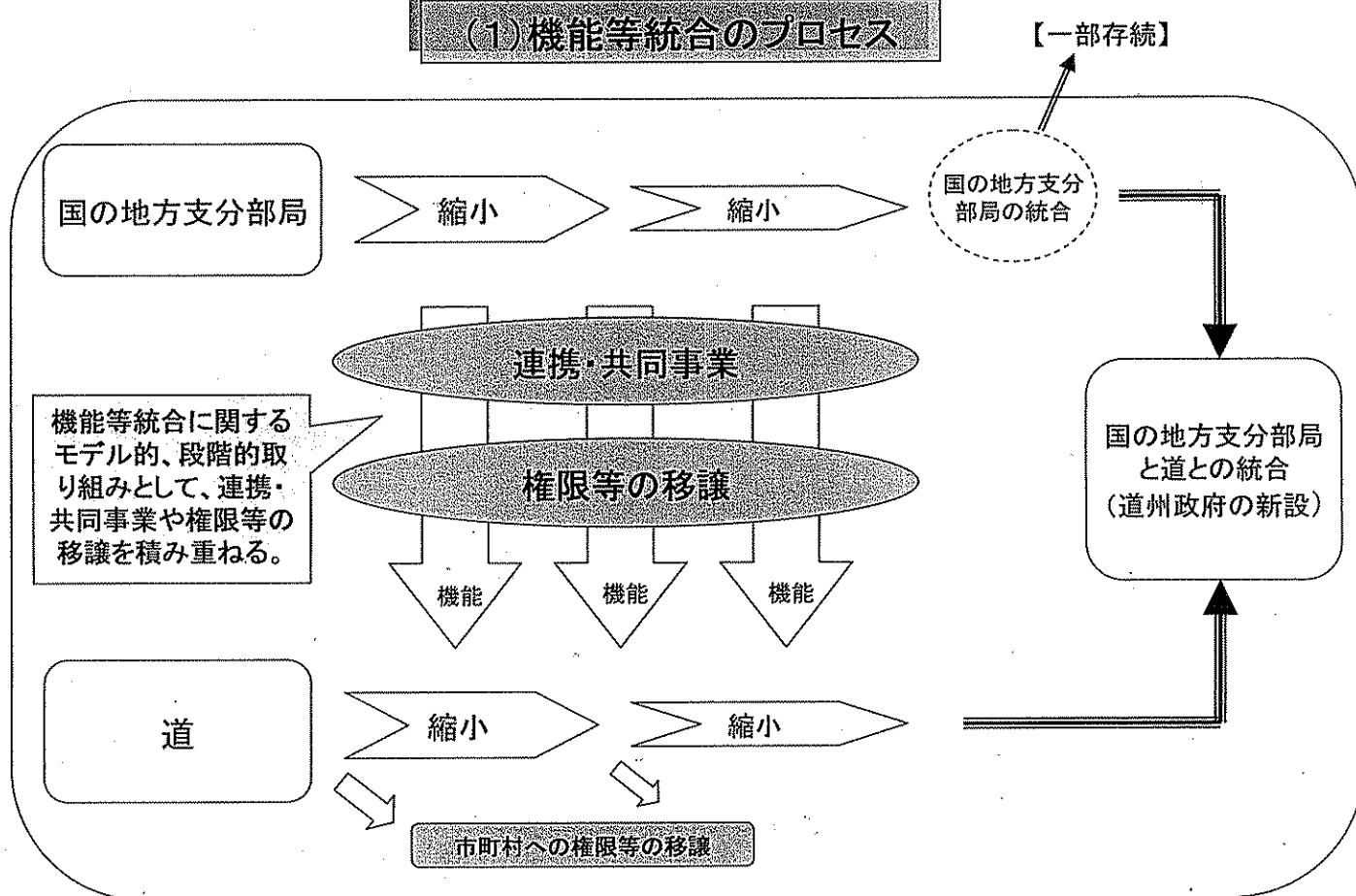
道州制特区に向けた提案(第1回) の具体化について ～国から地方へ、官から民へ～

平成16年8月

北 海 道

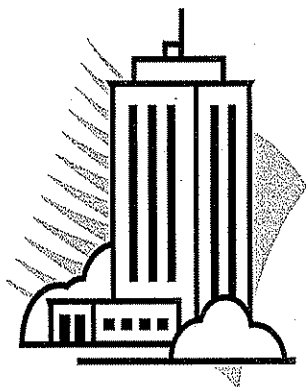
2 国の地方支分部局との機能等統合の取り組み

(1) 機能等統合のプロセス



3 国の地方支分部局の統合及び道との統合

(1) 第1段階統合



<考え方>

ここに掲げているものは、将来の統合や業務調整が想定される地方支分部局の例であり、将来とも国が担う業務のみを行っている部局は除いている。

※ 建制順

北海道総合通信局
北海道財務局
札幌国税局
北海道厚生局
北海道労働局
北海道農政事務所
北海道森林管理局(国営企業)
北海道経済産業局
北海道開発局
北海道運輸局
東・西北海道地区自然保護事務所 など

(仮称)北海道総合行政庁

(仮称)総合行政推進会議
(知事も参画)

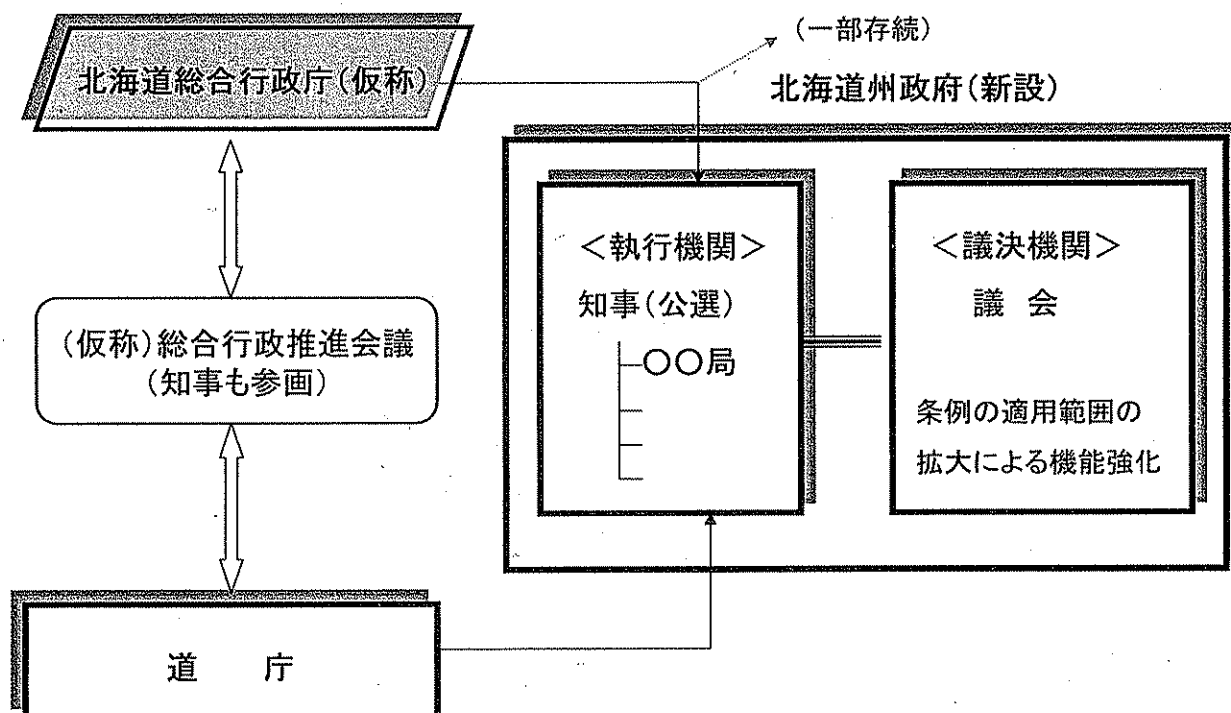
総務部門

出納部門

開発局、経産局、労働局、運輸局など

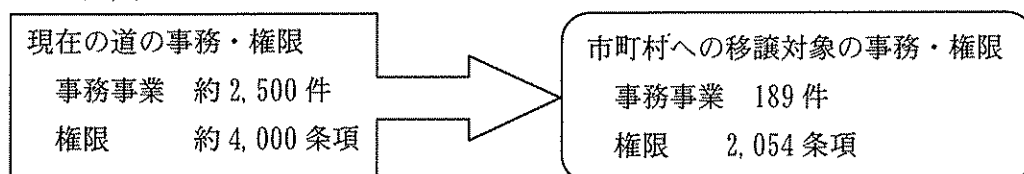
※総務・出納部門は分離し、
一括処理を目指す。

(2) 第2段階統合

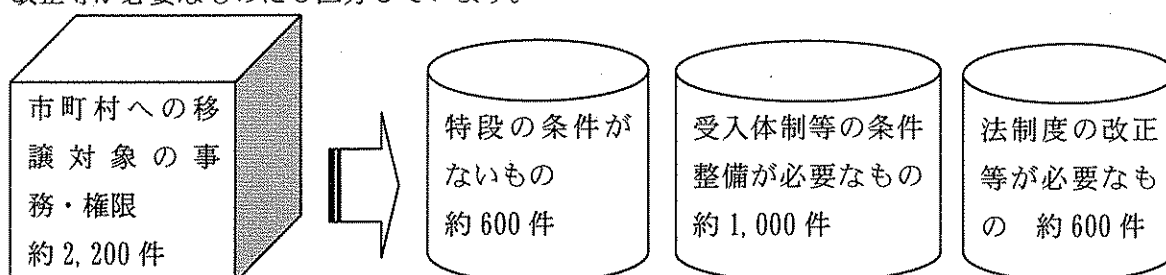


◆ 移譲方針で移譲対象としている事務・権限

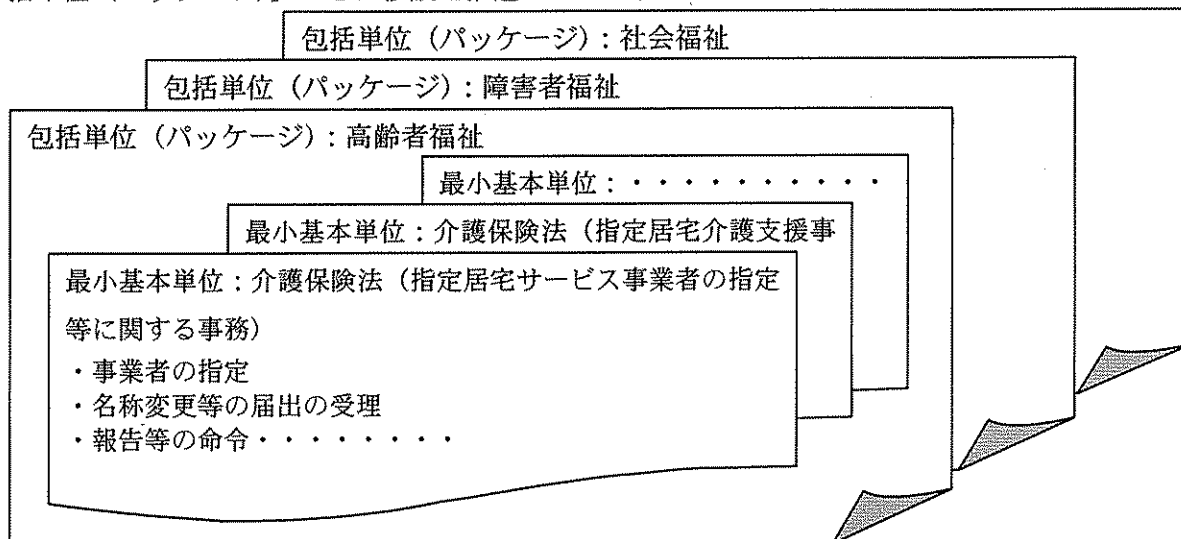
- ① 将来の目指す方向として道州制を念頭におき、道州制における市町村と道州の役割分担を具体的に明示の上、市町村が要望しやすいように移譲可能な事務・権限を網羅的にリスト化し、提示しています。



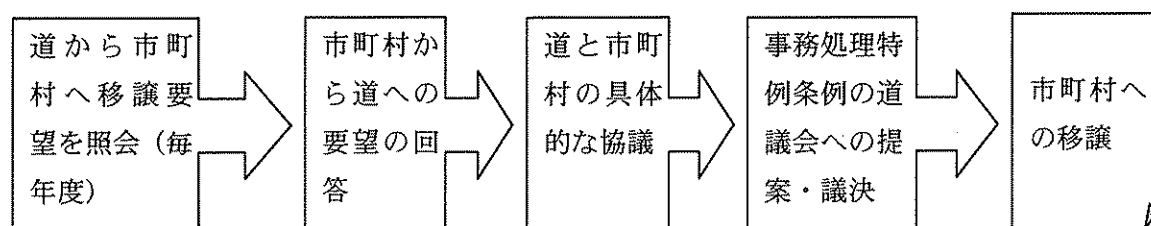
- ② 市町村への事務・権限の移譲に際し、受け入れ体制の整備や法制度の改正等の必要性の有無により、事務・権限を特段の条件がないもの、受け入れ体制等の条件整備が必要なもの、法制度の改正等が必要なものに3区分しています。



- ③ 移譲に当たっては、同一の法令における一連の権限を「最小基本単位」とし、住民の利便性や効率的な行政の推進という観点から、原則として関連する複数の最小基本単位を包括化した「包括単位（パッケージ）」ごとに移譲を推進しています。



◆ 移譲までの流れ



事務・権限移譲リスト(平成20年4月改訂版)の全体構成

はじめに		
事務・権限移譲リストの全体構成		*当表です。この「事務・権限移譲リスト」の全体構成を示しています。
事務・権限移譲リストの改訂の考え方(平成20年4月改訂版)		*平成17年3月版、18年5月改訂版、19年4月改訂版に続き、今回の改訂に当たっての考え方を示しています。

最小基本単位等一覧		
【第1・2区分】 最小基本単位等一覧		* 現在移譲が可能な第1区分(移譲方針のA区分:特段の条件のない権限)と第2区分(移譲方針のB区分:受入体制等の条件整備が必要な権限)の権限の一覧です。
【第3区分】 最小基本単位等一覧		* 現行制度では、特例条例により移譲することが困難である第3区分(移譲方針のC区分:法制度の改正等が必要な権限)の権限の一覧です。
【第4区分】 最小基本単位等一覧		* 既に、道内の全市町村へ移譲済みの権限の一覧です。
【適用除外】 最小基本単位等一覧		* 権限移譲ではなく、市町村が自ら条例制定することにより、道条例の適用除外となる権限の一覧です。

第1区分・第2区分データシート		
最小基本単位一覧の見方		*市町村職員の方が、実際に移譲要望を検討する際の基本となる【第1・2区分】 最小基本単位等一覧の見方を解説しますので、最初にご覧ください。
データシートの見方		*データシートの各情報項目の見方を解説していますので、データシートを実際にご覧になる前にご一読ください。
データシート		*現在、道から市町村へ移譲できる第1区分(移譲方針:A区分)、第2区分(移譲方針:B区分)の最小基本単位ごとのデータシート集です。
第1区分 特段の条件がない権限		*市町村職員の皆様は、当データシートに基づき、移譲要望を提出してください。
第2区分 受入体制等の条件整備が必要な権限		
第1章 保健・医療・福祉		
01 児童福祉その1		母子及び寡婦福祉法
02 高齢者福祉		老人福祉法、社会福祉法、介護保険法
03 児童福祉その2		児童福祉法
04 民生委員		民生委員法
05 障害者福祉その1		身体障害者福祉法、障害者自立支援法
06 障害者福祉その2		特別児童扶養手当等の支給に関する法律
07 社会福祉その1		戦傷病者特別援護法、生活保護法
08 社会福祉その2		生活保護法
09 薬剤師等		薬事法、毒物及び劇物取締法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、温泉法
10 給食		健康増進法
11 医療		母子保健法、母体保護法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、歯科技工士法、歯科衛生士法、医療法、臨床検査技師等に関する法律、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法
12 食品衛生		食品衛生法、食品の製造販売行商等衛生条例、かきの処理等に関する衛生条例、と畜場法、化製場等に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
13 生活衛生		公衆浴場法、公衆浴場法施行条例、興行場法、クリーニング業法、旅館業法、理容師法、美容師法
14 動物		狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、北海道動物の愛護及び管理に関する条例
15 児童福祉その3		児童福祉法
16 パスポート		旅券法
17 児童福祉その4		児童福祉法
第2章 教育文化		
01 教育文化その1		博物館法、社会教育法
02 教育文化その2		文化財保護法、北海道文化財保護条例
03 教育文化その3		文化財保護法、北海道文化財保護条例
04 教育文化その4		文化財保護法
第3章 産業・雇用		
01 資源エネルギー		武器等製造法、電気工事業の業務の適正化に関する法律、電気用品安全法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、砂利採取法、北海道砂利採取計画の認可に関する条例、採石法、石油パイプライン事業法、水洗炭業に関する法律、火薬類取締法
02 商工業その1		工場立地法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、商工会法、小売商業調整特別措置法、中小小売商業振興法

03 農業その1	農地法、農業振興地域の整備に関する法律、牧野法、果樹農業振興特別措置法、家畜取引法、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例
04 農業その2	農住組合法
05 森林・林業その1	分収林特別措置法
06 商工業その2	小売商業調整特別措置法
07 商工業その3	中小企業等協同組合法
08 漁港	北海道漁港管理条例
09 森林・林業その2	森林法
10 計量	計量法
11 商工業その4	大規模小売店舗立地法
第4章 環境保全	
01 自然環境	北海道自然環境等保全条例、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
02 浄化槽	浄化槽法
03 環境その1	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、北海道浄化槽保守点検業者に関する条例、水道法、北海道公害防止条例、土壤汚染対策法
04 環境その2	墓地・埋葬等に関する法律、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、北海道胞衣及び産わい物処理条例
05 環境その3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、使用済自動車の再資源化等に関する法律
第5章 まちづくり	
01 屋外広告物	屋外広告物法、北海道屋外広告物条例
02 都市整備その1	マンションの建替えの円滑化等に関する法律
03 山村振興	山村振興法
04 過疎振興	過疎地域自立促進特別措置法
05 都市計画その1	軌道法、都市計画法、風致地区内建築等規制条例、都市緑地法、駐車場法、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律、被災市街地復興特別措置法
06 都市整備その2	都市再開発法
07 市民活動	特定非営利活動促進法
08 空港	北海道空港条例
09 都市整備その3	租税特別措置法施行令
10 住宅その1	租税特別措置法
11 都市環境その1	土地区画整理法
12 都市環境その2	土地区画整理法、宅地造成等規制法、租税特別措置法、都市計画法
13 建築基準等	北海道福祉のまちづくり条例、建築物の耐震改修の促進に関する法律、建築基準法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、浄化槽法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
14 都市整備その4	都市再開発法
15 住宅その2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、高齢者の居住の安定確保に関する法律
16 都市計画その2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
第6章 国土保全・防災	
01 砂防	公有水面埋立法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
02 河川その1	国有財産法
03 公有地	公有地の拡大の推進に関する法律
04 森林・林業その3	森林法
05 河川その2	不動産登記法

第3区分： 法制度の改正等が必要な権限	*特例条例で移譲するために、法令や制度の改正等が必要である権限です(移譲方針：C区分)。
第4区分： 既にすべての市町村へ移譲済みの権限	*道内全180市町村に移譲済みの権限です。
その他： 適用除外	*権限移譲ではなく、市町村が自ら条例制定することにより、道条例の適用除外となる権限です。
改訂による主な変更内容	*平成19年4月改訂版移譲リストとの主な変更点として、区分変更や新たな追加などをまとめました。
参考資料	*移譲方針、権限移譲事務交付金要綱をまとめました。

《データシートの見方》

◎第1・2区分の最小基本単位のデータベースのデータシートの例です。解説をふきだして記載しましたので参考にしてください。

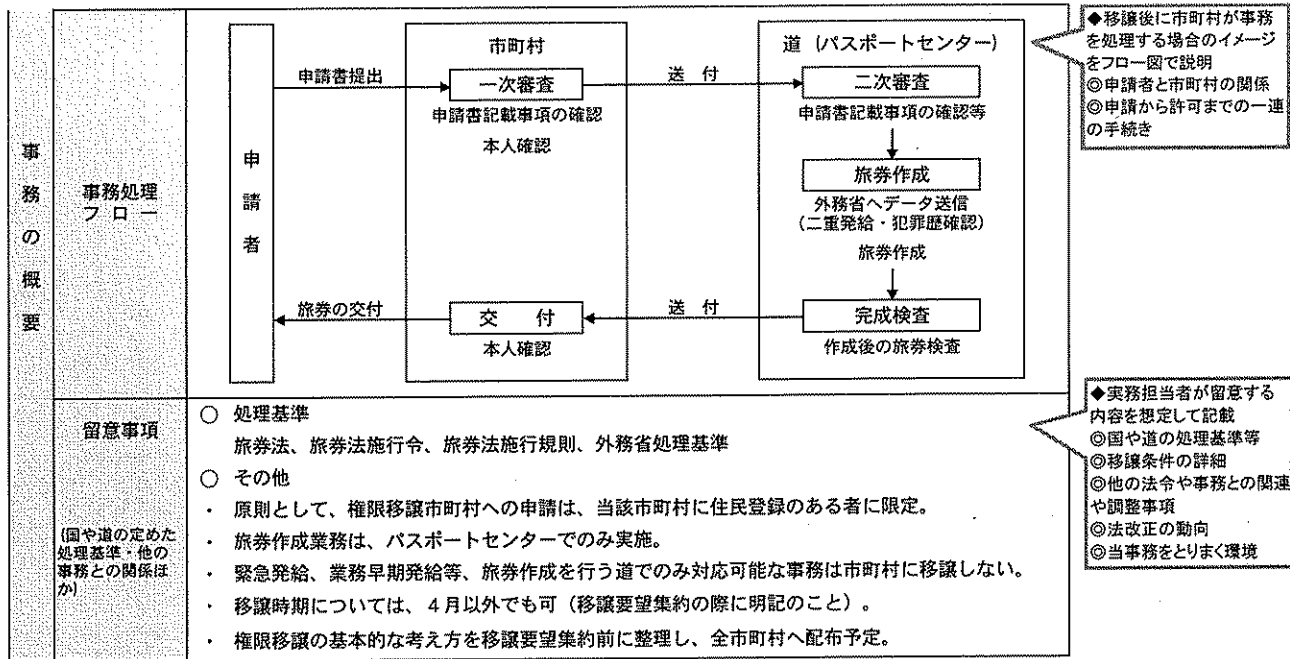
◆法令・最小基本単位名と基本情報を見れば、最低限必要な情報がわかるようにまとめました。		◆【目安情報マーク】このマークをまず確認して、事務のイメージを！	
◆例示化 : すでに道は特例条例化しており、市町村への移譲実績がある事務		◆条件なし : 第1区分(A区分)特段の移譲条件のない事務	
◆地区限定 : 法令による地域指定や施設等があることが、移譲の前提となる事務		◆法定のみ : 個別法令の定めによる移譲のみの事務(特例条例による移譲なし)	
◆件数なし : 近年、処分件数がなく、今後も件数発生の見込みが少ない事務			
法	令 旅券法	No.	01-17-01
最小基本単位	一般旅券の発給申請受理・交付に関する事務	例示化	◆最小基本単位等一覧のシートNoと対応
基本情報	区分	保健・医療・福祉	パッケージ
	規模	受入体制等の条件整備が整った市町村及び特例市・中核市・指定都市が対象	
	移譲条件	・IC旅券交付端末を整備すること。 ・庁舎内、または、近隣での利便施設(写真、印紙、証紙売店等)を確保すること。 ※ただし、住民への事前周知に努めれば、確保が困難な場合でも移譲が可能 ・支庁申請と同様の処理日数で窓口開設することが可能であること ※離島所在市町では緩和	
	移譲団体数	法定移譲	なし
	道担当部課	本庁等	知事政策部 知事室 国際課 国際企画グループ
備考		移譲先市町村において第1号、第6号若しくは第7号の申請、第8号の届出、第10号の返納又は第12号の申出(以下「申請等」という。)を行う者が、移譲先市町村の備える住民基本台帳に記録されている場合に係るものに限る。 ただし、急を要する申請等の場合その他の規則で定める場合に係るものは、この限りでない。	

No.	根拠法令	内 容	H18 全道処分件数	H19 交付金単 価
1	旅券法	3条1項 一般旅券の発給の申請の受理	117,619	1,356
2		3条2項ただし書 申請者の身分上の事実の確認	0	No. 1に含む
3		3条2項2号 申請者の身分上の事実の認定	0	No. 1に含む
4		3条3項 申請者が人違いでないこと等の確認	0	No. 1に含む
5		8条1項(10条4項及び12条3項で準用する場合を含む) 一般旅券の交付	0	No. 1に含む
6		10条1項ただし書 一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理	2,876	136
7		12条1項 一般旅券の査証欄の増補の申請の受理	176	345
8		17条1項及び2項 一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理	0	No. 1に含む
9		17条3項 届出者が人違いでないこと等の確認	0	No. 1に含む
10		19条5項 一般旅券の返納の受理	0	No. 1に含む
11		19条6項 返納を受けた一般旅券の還付	0	No. 1に含む
12	旅券法施行規則	3条1項 申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理	0	No. 1に含む
13		3条2項 出頭した者が申請者の指定した者であることの確認	0	No. 1に含む

注) 全道処分件数は、特例条例による移譲済み市町村分を含めたもの

事務概要	【一般旅券の申請受理・交付等】 市町村窓口において、①旅券(パスポート)の新規発給、②旅券の記載事項の訂正(本籍地、姓名の変更等)、③旅券査証欄の増補(ビザを押印するページの増)などに係る申請書及び添付書類等の審査・受理及び交付(旅券の作成は道において行う。) 【旅券の紛失または焼失の届出】 市町村窓口において、旅券を紛失した場合の届出の受理。 【返納旅券の受理及び還付】 市町村窓口において、失効旅券の受理及び保有を希望する名義人への還付。
------	---

◆法令の趣旨や移譲事務の概要を平易化して記載
◆難しい専門用語の説明



事務量・必要な事務処理体制等	◆ 移譲を受けるに当たって、市町村は何を準備すればよいのかがイメージできる情報を	・ 一般旅券の発給申請受理・交付 1件当たり22分程度（年間処理件数は市町村により多寡有） ・ 記載事項訂正申請の受理・交付 1件当たり 2.2分程度（年間処理件数は市町村により多寡有） ・ 査証欄増補申請の受理・交付 1件当たり 5.5分程度（年間処理件数は市町村により多寡有） * 市町村によって申請件数に差がありますので、件数データの詳細は各支庁総務課総務係（石狩支庁管内の市町村は本庁国際課国際企画グループ）へお問い合わせください。	◆ 移譲後の市町村での処理件数や事務量の目安を
	想定される事務量（年間処理件数）		
	整備が必要な組織体制等（人員・資格者・機器等）	・ 庁舎内又は近隣でのパスポート用写真、収入印紙、収入証紙売店等の便利施設の確保すること（困難な場合は、住民への事前周知に努める）。 ・ IC旅券交付端末の整備等が可能なこと。 ・ 原則、支庁申請と同様の処理日数で窓口開設することが可能であること（離島所在市町村における処理日数要件は緩和する）。 ・ 事務従事者は正職員1名以上（他業務との兼務可）を申請件数の多寡に応じて配置すること。ただし、正職員による支援体制があれば嘱託職員、臨時職員による対応も可。	◆ 移譲を受けるために必要な組織体制等の目安を記載 ◎ 『基本情報』の「移譲条件（その他）」欄で提示された内容（資格者の配置や必要な機器等） ◎ 想定される職員数、勤務形態
	整備が必要な条例・規則等	特になし	◆ 市町村が実際に整備する必要のある（あるいはほしい）条例や規則、要綱、公示などを記載
	住民への周知の必要性	移譲市町村における旅券事務の実施に当たっては、住民が混乱することなく適切な申請窓口で申請を行うことができるよう、市町村広報誌などを通じ、住民に対し十分な周知が必要。	◆ 実際の事務処理に当たって、見落としがちなことや確認が必要なことを記載
道の処理状況	実際の事務手続き上の留意点・アドバイス	特になし	
	事務量（年間処理件数）	・ 一般旅券の発給 115,576件 ・ 記載事項の訂正 2,820件 ・ 査証欄増補 174件	
	組織体制（処分権者・人員等）	事務処理体制 パスポートセンター20名（非常勤職員含む）、各支庁地域振興部総務課総務係（石狩支庁を除く）で対応。	

移譲事務に係る道の措置	財政的措置	前年度の事務処理件数に応じ権限移譲事務交付金により措置する。	
	人的措置	・ 市町村の求めに応じて調整・協議する。 ・ 事前に研修を実施するとともに、市町村からの要望に基づき実務指導等を適宜行う。	
	住民への周知	「条例改正の公報掲載」を行う（他の周知方法については、検討中）。	
	方法（説明会・個別説明）	・ 21年2月頃を目処に市町村職員への研修を実施する。 ・ 市町村への権限移譲の実施にあたってのさまざまな課題について、あらかじめ十分な説明を行うとともに、道の支援協力体制並びに道、市町村、関係機関の連携体制の充実に図る。	◆ 引き継ぎのための説明会や個別説明、研修等の時期や方法を記載
	引継等		◆ 近年、引継ぎの移譲実績があるものは、実例を紹介
	直近の実例	H20.2 市町村職員を対象に集合研修（TV会議利用）を実施。 H20.3 市町村職員を対象にパスポートセンターにて実務研修を実施。	◆ 引き継ぎに配付するマニュアルや資料があれば記載
	マニュアル等の配布	マニュアルを配布する。	
	直近の実例	H18.5以降適宜 旅券事務処理マニュアル・旅券業務研修用DVD（パスポート申請・交付マニュアル）の配布	◆ 近年、移譲実績があるものは、資料名など紹介
	移譲後のフォローアップ	事務処理に当たっての相談等があれば、担当部又は支庁で随時対応する。	

◆ 北海道内の国の地方支分部局の事務のうち、道州制においては道州又は市町村が担うと考えられるもの

＜北海道総合通信局＞

- 情報通信による地域振興
 - ・地域情報化への支援、IT人材基盤の強化
 - ・情報通信の利用環境の整備 等

＜北海道労働局＞

- 職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業・労働者派遣事業の監督
- 高齢者・障害者の雇用の確保
- 地域雇用開発促進法に規定する地域雇用開発に関する事務
- 男女の均等な雇用機会・待遇の確保
- 育児・家族介護を行う労働者の福祉の増進 等

＜北海道農政事務所＞

- 消費者保護、飲食物品・農畜産物の生産・流通・消費の増進・改善・調整
- 食品産業に関する業務
- 農林水産物の生産過程に係る安全性の確保
- 農産物の検査、日本農林規格、品質表示基準
- トレーサビリティシステムの推進 等

＜北海道開発局＞

- 北海道開発に関する総合的な施策に係る計画に関する調査・調整・計画の推進
- 補助事業に係る助成・指導
- 1級河川（指定区間外）の整備・管理
- 直轄国道・開発道路の整備・管理
- 空港の整備（2種A空港、共用飛行場）
- 港湾の整備
- 水産基盤整備事業（4種漁港、3種漁港）
- 直轄の土地改良事業 等

＜北海道地方環境事務所＞

- 法に基づく国指定の自然環境保全地域の管理
- 国立公園の管理
- 国指定鳥獣保護区の管理（開発行為等の許可）
- 自然環境の健全な利用のための活動の増進 等

＜北海道厚生局＞

- 栄養士、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師、保育士などの各種養成施設の指定、指導監督
- 食品衛生に関する承認・指導等
 - ・総合衛生管理製造過程による食品の製造・加工に係る承認等
- 国民健康保険の保険者、国保連合会への指導、監督事務
- 老人保健法の規定による市町村等への指導事務
- 介護保険法の規定による介護サービス事業者等への指導事務 等

＜北海道経済産業局＞

- 各種産業（食関連産業、バイオ産業、サービス産業、情報処理産業、中小小売商業、製造産業、環境産業等）の振興
- 中小企業振興対策、地域産業の振興施策
- 地域振興施策・産業立地の推進
- 総合的な省エネルギーに関する政策、新エネルギー等の開発・導入促進 等

＜北海道運輸局＞

- 交通機関の整備に関する基本施策の企画立案
- 観光の振興、旅行業・ホテル・旅館の登録
- トラック事業の許可、安全等監査
- バス事業、タクシー事業の許可、安全等監査、自動車の登録、検査
- 造船業、港湾運送、港湾運送事業の発展、改善、調整 等

＜北海道森林管理局＞

- 国有財産（企業用財産）としての国有林野の管理経営
 - ・経営計画の策定と計画に基づく伐採、造林、林道開設、国土の保全、森林管理
- 民有林直轄治山事業の実施 等

＜北海道財務局＞

- 経済・金融に関する調査
- 地方公共団体への財政投融资資金の貸付
- たばこ卸売販売業者の登録、たばこ小売販売業者の許可
- 塩製造業者、塩卸売販売業者の登録 等

地方分権改革推進委員会「第2次勧告」の概要

【 基本的事項 】

- 勧告日：12月8日（同日、麻生総理に提出）
- 第2次勧告の内容
 - ・ 義務付け・枠付けの見直し
 - ・ 国の出先機関の見直し

1. 義務付け・枠付けの見直し

- ※ 義務付け～一定の課題に対処すべく地方自治体に一定の活動を義務付けること
- ※ 枠付け～地方自治体の活動について、手続き、判断基準等の枠付けを行うこと

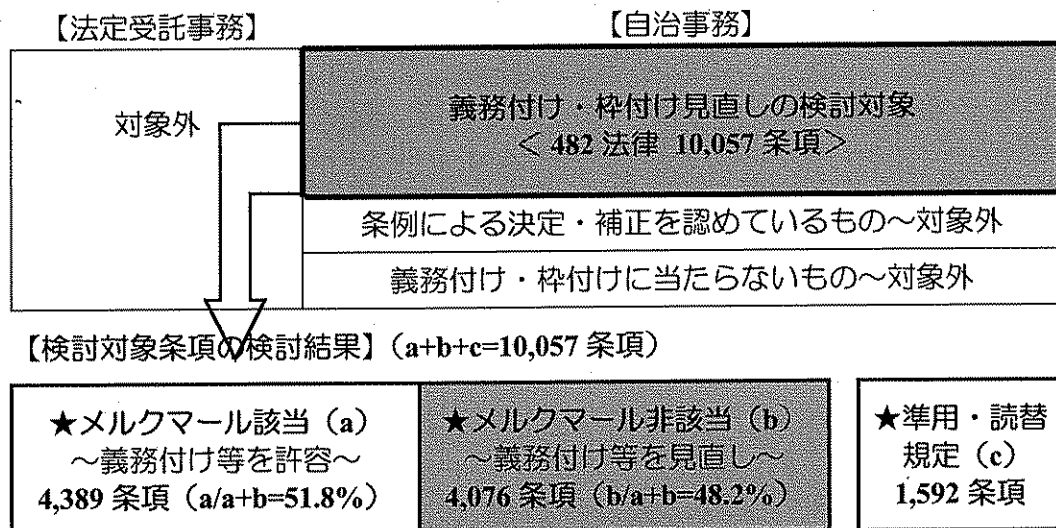
(1) 検討対象

自治事務のうち法令によって義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものを抽出（482法律、10,057条項）

(2) 判断基準

国の役割とすべきメルクマールを設定し、対象条項を点検（メルクマールは、全国的に統一基準が必要な事務など）

(3) 検討結果



★ 見直しの具体例

- ・ 全国一律の基準病床数設定の廃止
- ・ 福祉施設基準要件の緩和（児童福祉施設、養護老人ホームなど）
- ・ 保健所長の医師資格要件の廃止
- ・ 土地利用基本計画に係る国土交通大臣の協議、同意の廃止
- ・ 公営住宅整備基準の廃止 など

(4) 今後の予定

- ・ メルクマール非該当とされたものについては、「第3次勧告」に向け、義務付け等の「廃止」、「条例委任」等の取扱いを整理する。
- ・ 特に、①施設・公物設置管理の基準、②協議、同意、許可・認可・承認、③計画等の策定及びその手続については、重点的に検討

2. 国の出先機関の見直し

(1) 事務・権限の見直し

- ・ 昨年5月、経済財政諮問会議が見直しを提案した「8府省 15 系統」の国の出先機関の見直しを提案
- ・ 分権委員会では、提案のあった出先機関の事務・権限について各府省ヒアリングを実施し、事務・権限の「廃止（独法化）」、「地方への移譲」などの見直しの方向を提示（別紙1）

(2) 組織の見直し

【見直しの考え方】

■ (1)の仕分け結果に基づき、組織を次の考え方に沿って見直し（別紙2）

- ① 二重行政の弊害是正の観点等からの組織の見直し
 - ア 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合
 - イ 同一府省における出先機関の統廃合
 - ウ 府県単位機関のブロック単位機関への統廃合
- ② 二重行政の弊害等がない場合には現行の組織を存続

■ 地域との連携やガバナンスの確保の仕組みの検討

- ・ 総合的な出先機関と地元自治体との協議機関の設置
- ・ 公共事業の適正性、透明性を確保する仕組み

(3) 事務・権限と組織の見直しに伴う人員・財源の取扱い

○ 人員の移管等の取扱い

- ・ 事務・権限の地方移譲に伴い、国から地方への職員の移行が不可欠
 - ・ 事務・権限の廃止縮小、組織の統廃合等に伴い、要員規模のスリム化が必要
- 円滑な実施を図る仕組みの検討
- ・ 総合調整を行うための国と地方を通じた横断的組織（本部）の設置
 - ・ 制度的な措置（退職金の負担、身分の取扱い、処遇上の取扱い等）等

○ 財源の手当の取扱い

必要な財源確保に向け、引き続き検討

(4) 出先機関の改革の実現に向けて

出先機関の見直しに係る一連の改革により、総人件費改革などにより約 7,700 人、直轄国道や一級河川の地方への移管などにより約 1 万人、さらに将来的には、国のハローワーク職員の地方への移管を行うことなどにより、合計で 35,000 人程度の削減を目指す。

国の出先機関の抜本改革（機関別概要）

沖縄総合事務局

⇒ 組織・定員のスリム化

- 他の出先機関と共通の事務権限の見直し
- 二級河川の直轄管理特例〔要件明確化〕

総合通信局

⇒ 組織・定員のスリム化

法務局

⇒ 組織・定員のスリム化

地方厚生局

★ ⇒ ブロック機関に集約した都道府県労働局と統合

- 指定医療機関、養成施設、生活保護施設〔地方移譲〕
- 健康食品の虚偽誇大広告規制〔地方移譲〕
- 民生委員等の委嘱〔手続簡素化〕

都道府県労働局

★ ⇒ ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合

- 無料職業紹介事業〔地方の役割拡大〕
- 個別労働紛争解決事業〔国と地方の連携強化〕

中央労働委員会地方事務所

★ ⇒ 廃止

地方農政局

⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局(仮称)に統合
★ ⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局(仮称)に統合

- JAS品質表示の規制等〔地方移譲〕
- 食の安全・信頼、食育等に関する広報啓発〔地方の役割拡大〕
- 国営土地改良事業〔対象施設見直しの検討〕
- 農林水産業に関する統計調査〔実査事務の地方移譲〕
- 農地転用許可、農業振興地域等〔国と地方の役割分担の見直し等〕
- 米穀の買入れ・売渡し業務〔実施主体の見直し〕

森林管理局

⇒ 独法化後に残る事務・権限を担う組織を残す

- 国有林野事業（人工林の整備等）〔一部独法化〕
- 民有林直轄治山事業〔要件明確化〕

漁業調整事務所

⇒ 組織・定員のスリム化

★は、事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止（9系統）

経済産業局

★ ⇒ 地方振興局（仮称）に統合

- 消費者取引の適正化、製品安全〔地方移譲〕
- 消費生活相談〔国と地方の連携強化〕
- 省エネ指導、家電リサイクル、工業用水道〔地方移譲〕
- 商工会議所〔地方移譲・手続簡素化〕
- 中小・ベンチャー企業育成〔先端・モデル的なもの等に限定〕

⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局(仮称)に統合
★ ⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局(仮称)に統合

地方整備局

○国道の整備・管理、一級河川の管理〔地方移管〕

- 国営公園の管理〔地方移管〕
- 直轄港湾事業〔拠点となる港湾施設の限定〕
- 直轄砂防事業〔要件明確化〕
- 都市計画、公営住宅、地方道、港湾管理等〔地方への関与縮小〕

北海道開発局

★ ⇒ 公共事業の実施機能以外は地方振興局(仮称)に統合
★ ⇒ 公共事業の実施機能は地方工務局(仮称)に統合

- 他の出先機関と共通の事務権限の見直し
- 道州制特区制度に基づく取り組みの推進

地方運輸局

★ ⇒ 地方振興局（仮称）に統合

- 自動車登録事務〔一部独法化〕
- 自家用有償運送、運転代行業〔地方移譲〕
- 自動車道事業〔地方移譲〕
- 地域観光振興〔先端・モデル的なもの等に限定〕

地方航空局

⇒ 組織・定員のスリム化

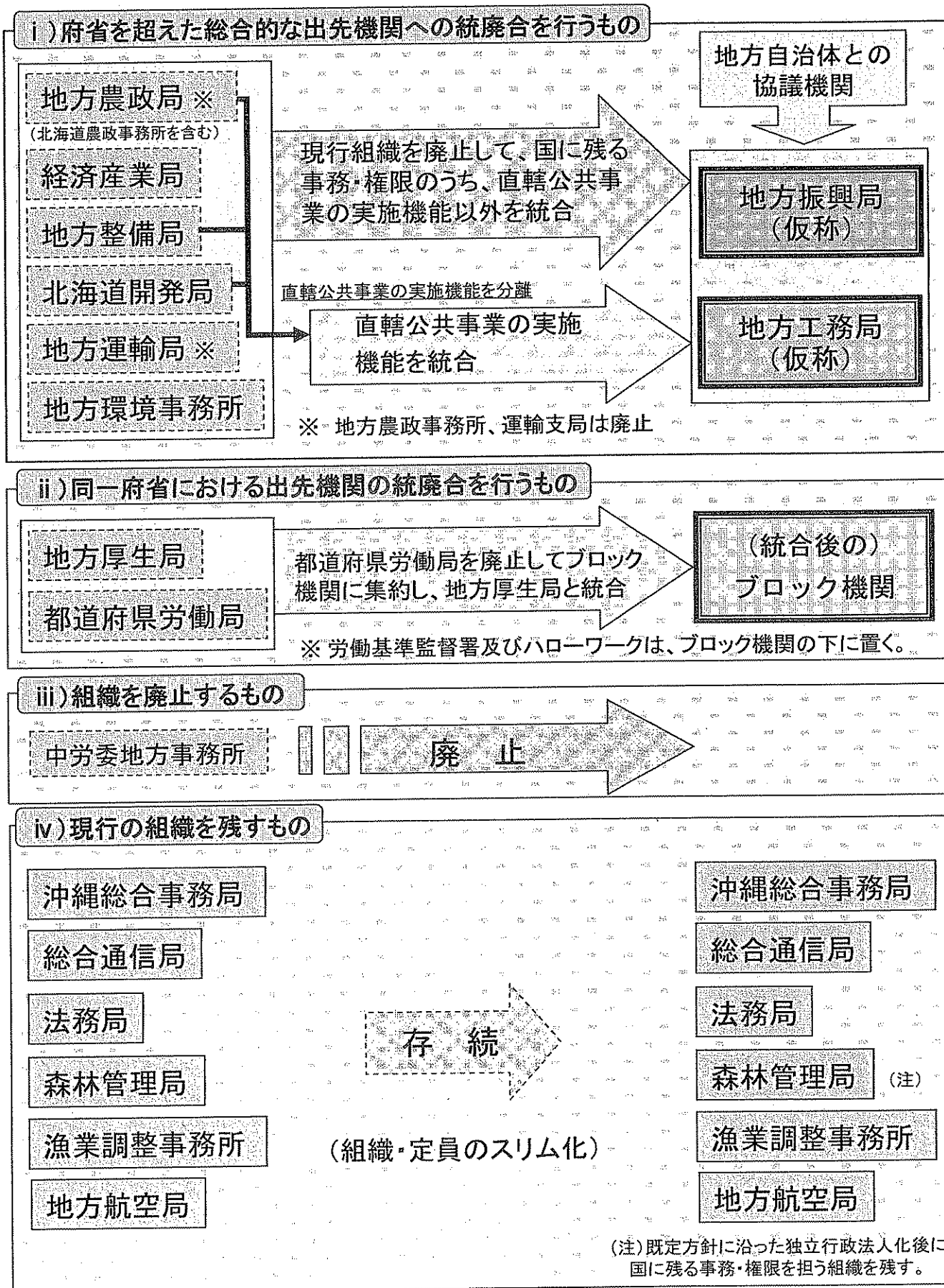
地方環境事務所

★ ⇒ 地方振興局（仮称）に統合

- 環境教育・環境保全活動の推進〔地方の役割拡大〕
- 家電リサイクル、オフロード排ガス規制〔地方移譲〕
- 土壌汚染の指定調査機関〔地方移譲〕
- 循環型社会形成推進協議会〔位置付けの見直し等〕

※ 以上のほか、国家試験・統計調査の実施事務を横断的に見直し
※ 「地方移譲」、「地方への関与縮小」等の具体的内容は勧告を参照

【参考】組織改革の方向性(イメージ)



道州制特区第2回提案に係る国の対応（案）の概要

【 ○は道州制特別区域基本方針の変更を行うもの、△は検討を継続するもの 】

NO	提案項目	主な関係省庁	対 応	内 容
1 △	国土利用の規制権限等の移譲	農林水産省	（地方分権改革の検討状況を踏まえて検討）	・ 農地転用は、地方分権改革推進要綱に沿って、年内に取りまとめられる農地政策の全体見直しの中で検討 ・ 保安林は、地方分権改革の検討状況を踏まえて検討 ・ 現行制度で対応可能な範囲としては、 ①道・市町村の計画それぞれに双方の意見を反映させることで実質的に一体的な計画を作成すること、②道・市町村の計画へ独自に伐採等のあり方を記述することにより森林施行計画の認定基準とすること、③伐採及び伐採後の造林の届出書に図面等の添付すること ・ 造林の届出書の提出時期の見直しは、今後北海道の意見を聞いて具体的に検討 ・ 現行制度においても、知事の判断により、林業施策全般について森林審議会で審議可能なことを文書により全国に周知徹底する
2 ○	人工林資源の一体的な管理体制の構築	農林水産省	現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知（文書により全国に周知徹底）	
3 ○	森林関係審議会の統合	農林水産省	現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知（文書により全国に周知徹底）	
4 ○	廃棄物処理法に基づく権限の移譲	環境省	＜再生利用の特例認定＞ バイオマス利用モデル事業の実施等により、提案の趣旨を実現 ＜独目の基準の上乗せ＞ 省令改正（全国展開）等により提案の趣旨に対応	＜再生利用の特例認定＞ ・ 「廃棄物系バイオマス次世代利活用促進事業」の実施、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」に基づく支援 ＜独目の基準の上乗せ＞ ・ 省令改正は、積雪寒冷地である気象条件を考慮した排水処理施設設備の構造等に係る基準を追加（1年以内を目途に検討） ・ 道州制特区法は将来の道州制導入の検討に資するものであり、この制度で講じる措置は、他の特定広域団体及び将来のすべての道州に適用しうるものであることが前提 ・ 提案の趣旨を実現するための別の手法を取り得ないか、別途検討 ・ 企業立地促進税制等については、将来の道州制の税財政等のあり方に関する議論を踏まえて継続検討 ・ 定期的な意見交換会を実施し、北海道の意見の出入国管理行政への反映を検討
5 △	特定免税店制度の創設	内閣官房 国土交通省	（提案内容をこの制度で措置することは困難。別の手法を採り得ないか、別途検討）	
6 △	国際観光振興業務特別地区の設定	経済産業省	将来の道州制の税財政等のあり方に関する議論を踏まえて継続検討	
7 △	企業立地促進法に基づく権限の移譲	法務省 厚生労働省	北海道との定期的な意見交換会の実施	
8 ○	外国人材受入れの促進	国土交通省	北海道の試験実施状況を踏まえ継続検討	・ 北海道は平成20年度に初めて試験を実施。今後、その実施状況等を踏まえ、継続的に検討
9 △	地域限定通訳案内士の試験における裁量の拡大	総務省	現行制度で対応可能な範囲を明確化し、通知（文書により全国に周知徹底）	・ 地自法 § 260-2 ①「不動産又は不動産に関する権利等」については、通知によりその対象範囲を限定しているが、当該通知の一部を変更
10 ○	町内会事業法人制度の創設			

※ 「法定受託事務の自治事務化」については、関連の提案と一体的に検討